

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 2 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計 画 主 体	登 別 市

登別市鳥獣被害防止計画

< 連 絡 先 >

担 当 部 署 名

所 在 地

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

登別市観光経済部農林水産グループ

北海道登別市中央町 4 丁目 1 1 番地

0143-85-2321

0143-83-5302

agri@city.noboribetsu.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス、タヌキ、オットセイ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	登別市

2 鳥獣による農水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被 害 数 値	
エゾシカ	牧草	12.8 ha	2,745 千円
	デントコーン	1.15 ha	441 千円
	葉茎菜類	0.00 ha	0 千円
	民有林	3.39 ha	2,771 千円
ヒグマ	デントコーン	0.25 ha	96 千円
アライグマ	デントコーン	0.16 ha	73 千円
キツネ	デントコーン	0.06 ha	25 千円
	豚	0 頭	0 千円
カラス	牧草（ロール）	10 個	62 千円
	デントコーン	0.33 ha	136 千円
タヌキ	被害の算定に至らず		
オットセイ	水産物 漁具	数値不明 0件	数値不明 0千円

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内 容
エゾシカ	牧草やデントコーン、家庭菜園での食害があり、牧草については、被害数値を上回る被害があると推測される。 また、冬期間は山林での樹皮や幹・枝の食害が見られる。 近年では、市街地にも多く出没し、庭木等の食害について住民から通報があるほか、エゾシカが関係する交通事故、列車運行支障が起こるなど、住民生活にも影響を及ぼしている。
ヒグマ	令和3年度は市内のデントコーン畑で足跡や食害を確認している。令和4年度においては養鶏場の鶏舎の壁を損壊、養豚場では飼料庫の飼料が食害に合うなどの被害があり、箱わなによる捕獲を実施した。 また、令和5年度は市内の広範囲で目撃情報の通報が相次ぎ、足跡や糞等の痕跡も確認されている。 今後農作物への被害拡大や、人身事故等の危険性が懸念される。
アライグマ	平成18年度に生息が確認されて以来、強い繁殖力により生息範囲が拡大しており、捕獲数は増加傾向にある。 主に家畜飼料や家庭菜園などで食害があり、今後も被害が増大する恐れがある。
キツネ	市内全域に生息し、デントコーン等の家畜飼料の食害が目立つほか、家庭菜園などでの被害も見られる。 過去には家畜の被害もあったが、近年は見受けられない。
カラス	デントコーンや牧草(ロール)などの家畜飼料への食害が目立つ。
タヌキ	市内全域に生息し、家庭菜園などでの食害がある。
オットセイ	例年10月から翌4月に登別市沖合に来遊し、漁網を破るなどの被害が発生している。 また、被害金額や数量は把握していないものの漁獲物の食害や、出没による漁業対象水産物の逃避などで漁獲量が減少する間接的被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
エゾシカによる被害	17.34 ha, 5,957 千円	13.9 ha, 4,760 千円
ヒグマによる被害	0.25 ha, 96 千円	0.25 ha, 96 千円
アライグマによる被害	0.16 ha, 73 千円	0.16 ha, 73 千円
キツネによる被害	0.06 ha, 0 頭, 25 千円	0.06 ha, 0 頭, 25 千円
カラスによる被害	0.33 ha, 10 個, 198 千円	0.33 ha, 10 個, 198 千円
タヌキによる被害	- ha, - 千円	0 ha, 0 千円
オットセイによる被害	0件, 0 千円	0件, 0 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	対象鳥獣（エゾシカ、アライグマ、キツネ、カラス、タヌキ）の捕獲は、一般社団法人北海道猟友会室蘭支部に委託し、銃器及びわなによる捕獲を実施している。 また、エゾシカの個体数調整を目的とした大規模捕獲を、一般社団法人北海道猟友会室蘭支部の会員で構成する鳥獣被害対策実施隊により年2回実施するとともに、委託事業における団体捕獲を2回実施している。 ヒグマについては、目撃情報やフン等の発見の情報があったときには、一般社団法人北海道猟友会室蘭支部と足跡等の痕跡確認を行うとともに、住民への注意喚起を行うほか、問題個体となった個体は、箱わなによる捕獲を行っている。 オットセイについては、平成30年度より水中音波発信装置による追い払いを試みている。	エゾシカについては市街地への出没や交通事故、列車運行支障などの生活環境被害が発生していることから、これらの被害を軽減するため、捕獲する地区を吟味し、銃器捕獲以外にもくくりわなによる重点的な捕獲に取り組む必要がある。 併せて、被害の軽減を図るため忌避装置の設置など新たな防除方法について検証する必要がある。 アライグマについては、強い繁殖力により生息範囲を拡大し、家庭菜園被害などの生活環境被害が増加していることから、引き続き積極的な捕獲に取り組む必要がある。 オットセイについては、被害調査にて把握ができていない食害等の被害もあるが、臘虎臘肭獣猟獲取締法により捕獲は禁止されている。
防護柵の設置等に関する取組	各農家に対して被害状況の聴取を実施し、令和4年度及び令和6年度において整備を実施した。	エゾシカについては、これまで計画に基づく個体の捕獲や圍場への電気柵設置による防除に取り組み、ある一定の効果を上げているところであるが、電気柵未整備の圍場で被害が集中しているため、侵入防止柵の整備について引き続き検討を行う必要がある。

(5) 今後の取組方針

《エゾシカ》

北海道の保護管理計画に基づき、一般社団法人北海道猟友会室蘭支部への委託による捕獲を継続するとともに、農作物被害が発生している区域に電気柵等を設置し、農林業被害及び生活環境被害の軽減を図る。

また、市街地への出没や農業被害の軽減を図るため、くくりわなによる捕獲の強化と忌避装置の設置など新たな防除方法について検証を行う。

《ヒグマ》

農作物の被害や目撃情報、フン等の発見に係る通報があったときには、痕跡確認等を行うとともに、住民への注意喚起に取り組む。

また、農林業・生活環境被害、人身被害を及ぼす恐れのある個体について、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。

《アライグマ》

農林業被害及び生活環境被害の軽減を図るとともに、生息域拡大を阻止するため特定外来生物の防除実施計画に基づき捕獲を行う。

長期的には野外からの完全排除を目標とする。

《キツネ・カラス・タヌキ》

農作物や家畜に被害を及ぼす個体や生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲を行う。

《オットセイ》

オットセイは法律により捕獲が規制されていることに留意しつつ、胆振総合振興局漁業被害対策連絡会議での情報交換、いぶり中央漁業協同組合や沿岸市町など各関係機関との連携を強化し、漁業に与える被害を防ぐため威嚇による追い払いを行うほか、被害額の調査を継続して行う。

3 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣（エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス、タヌキ）の捕獲を一般社団法人北海道猟友会室蘭支部に委託し実施するほか、エゾシカの個体数調整を目的とした大規模捕獲を一般社団法人北海道猟友会室蘭支部の会員で構成する鳥獣被害対策実施隊により行う。

エゾシカ、キツネ及びカラスの捕獲は銃器により行う。

また、エゾシカ及びキツネについて、住宅が近接するなど銃器での捕獲が困難な場所ではわなによる捕獲を行う。

ヒグマについては農林業・生活環境被害、人身被害を及ぼす恐れのある個体について、銃器及び箱わなにて捕獲を行う。

オットセイは法律により捕獲が規制されていることから、威嚇による追い払いを行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 7 年度	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス、タヌキ	被害状況に即した捕獲の実施
	オットセイ	威嚇による追い払いの実施
令和 8 年度	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス、タヌキ	被害状況に即した捕獲の実施
	オットセイ	威嚇による追い払いの実施
令和 9 年度	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、カラス、タヌキ	被害状況に即した捕獲の実施
	オットセイ	威嚇による追い払いの実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画等の設定の考え方
近年の捕獲実績に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
エゾシカ	850 頭	850 頭	850 頭
ヒグマ	2 頭	2 頭	2 頭
アライグマ	220 頭	220 頭	220 頭
キツネ	15 頭	15 頭	15 頭
カラス	110 羽	110 羽	110 羽
タヌキ	80 頭	80 頭	80 頭

捕獲等の取組内容	
【エゾシカ】	銃器及びわなにより、市内全域で通年捕獲を行う。
【ヒグマ】	農林業・生活環境被害、人身被害を及ぼす恐れのある個体について、銃器及び箱わなにて捕獲を行う。
【アライグマ】	箱わなにより、市内全域で通年捕獲を行う。
【キツネ】	銃器及び箱わなにより、市内全域で通年捕獲を行う。
【カラス】	銃器により、市内全域で通年捕獲を行う。
【タヌキ】	箱わなにより、市内全域で通年捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカの捕獲にあたっては、捕獲位置が山間であることなどを踏まえ、また、ヒグマについては、捕獲員の安全確保の観点から、射程距離の長い銃器の使用が必要である。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	防止柵（電気柵） 約3,900m	防止柵（電気柵） 約5,300m	防止柵（電気柵） 約4,500m

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和7年度 ～ 令和9年度	エゾシカ	被害状況調査及び巡視活動 忌避装置など新たな防除方法の検証 事故防止のための注意喚起
	ヒグマ	被害状況調査及び巡視活動 人身被害及び事故防止のための注意喚起 看板の設置
	アライグマ	被害状況調査及び巡視活動
	キツネ	被害状況調査及び巡視活動
	カラス	被害状況調査及び巡視活動
	タヌキ	被害状況調査及び巡視活動
	オットセイ	被害状況調査及び巡視活動

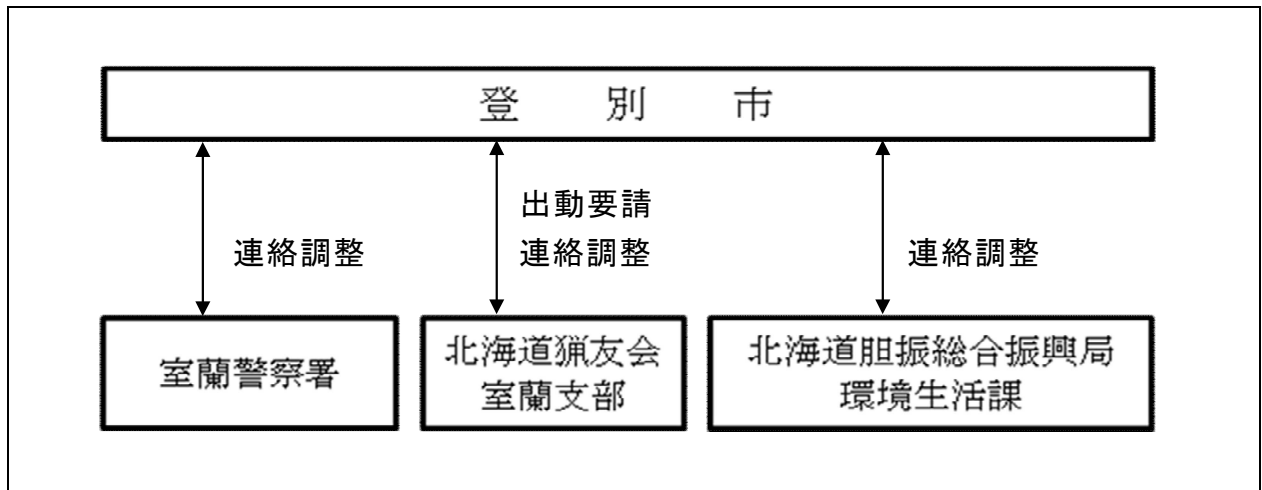
5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
登別市	情報収集、現地調査 捕獲許可申請 関係機関との連絡調整 市民への周知

室蘭警察署	市民の避難誘導、立ち入り規制
一般社団法人 北海道猟友会室蘭支部	現地の状況調査、捕獲
北海道胆振総合振興局 環境生活課	捕獲許可 情報収集

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣については、原則、一般廃棄物処理施設にて焼却処理をすることとするが、捕獲鳥獣の持ち帰りが困難な場合には、捕獲現場において生活環境に影響がないよう埋却する。

ヒグマの検体については、地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究所等へ調査研究用試料として提供する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカを食肉として利活用をする場合は、捕獲者が適切に処理するものとし、民間企業や関係機関と連携し、販売、流通の促進に取り組む。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	登別市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
登別市	協議会の運営 鳥獣被害防止計画の策定 捕獲許可申請 被害状況・出没状況の把握 住民への普及啓発広報活動
一般社団法人北海道猟友会室蘭支部	鳥獣捕獲員の統括 鳥獣の捕獲及び報告

伊達市農業協同組合	農作物被害の情報収集及び提供
苫小牧広域森林組合	森林被害情報の収集及び提供
いぶり中央漁業協同組合	水産物被害の情報収集及び提供
(株) 伊奈不動産	食肉加工処理

(2) 関係機関及び役割

関係機関の名称	役割
北海道胆振総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の協議 鳥獣害防止総合対策事業の指導
北海道胆振総合振興局水産課 胆振地区水産技術普及指導所	漁業被害の情報提供及び指導、助言
北海道胆振総合振興局環境生活課	捕獲許可申請等
後志森林管理署伊達森林事務所	森林被害情報の収集及び提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

一般社団法人北海道猟友会室蘭支部の会員で構成する鳥獣被害対策実施隊による大規模捕獲活動を年数回実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本計画に基づく鳥獣被害防止対策を適切に実施するため、関係機関の連携を密に図り、効果的な実施体制を整備する。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし